

人権方針

■ロイヤルグループ人権方針

私たちロイヤルグループは、グループで働く従業員をはじめ、様々なステークホルダーの人権を尊重する企業としての責任を果たすことを人権方針とします。

(国際規範や法令の遵守)

私たちは、以下の国際的な原則・基準・条約を、人権に関して順守されるべき原則・基準・条約と理解し支持します。

- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・国連「国際人権章典」
- ・国際労働機関(ILO)「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」
- ・国連「児童の権利に関する条約」
- ・OECD「多国籍企業行動指針」
- ・国連グローバル・コンパクトが掲げる人権に関する原則を含む 10 原則

(適用範囲)

本方針は、ロイヤルグループで働くすべての役員と従業員に適用するとともに、事業活動を支えるサプライヤー・ビジネスパートナーなどに対しても本方針を支持し、人権を尊重、侵害しないよう継続的に求めます。

(多様性の尊重)

私たちは、個々の多様性を尊重し、人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、ジェンダー表現、年齢、障がいの有無、疾病などによる差別およびハラスメントを許容しません。

(強制労働・児童労働の禁止)

私たちは、あらゆる形の強制労働や人身取引、児童労働など人権を侵害する労働慣行を一切認めません。

(結社の自由・団体交渉権の尊重)

私たちは、結社の自由や労働者の団体交渉権など労働基本権を尊重し、誠実に対応します。

(労働時間と賃金)

私たちは、労働時間・賃金・時間外労働に関する法令を遵守します。また同一労働・同一賃金を保障し、法定最低賃金を遵守します。

(安全と健康維持)

私たちは、安全・労働衛生に関する法令を遵守します。事故や災害の発生を予防し、安全で衛生的な職場環境をつくり、従業員の心身の健康が保たれるよう努めます。

(地域社会)

私たちは、地域コミュニティを理解し、地域社会の皆さまの人権を尊重します。

(対話と協議)

私たちは、自社の人権に対する潜在的および実際の影響を適切に把握し対応するために、関連するステークホルダーと対話および協議を行っていきます。

(救済へのアクセス)

私たちは、本方針に反する、あるいはその懸念がある場合に、従業員やサプライヤー、その他関係者が安全かつ匿名で通報・相談できる窓口を設置し、実効的な救済メカニズムを構築・運用します。

通報・相談を行った個人に対して、いかなる不利益な取り扱いも行わないことを保証します。

令和7年6月10日 制定